

第6期新郷村障がい福祉 (第2期新郷村障がい児福祉) 計画

ともに暮らせる地域づくり

令和3年3月

青森県新郷村

は　じ　め　に

新郷村は、平成29年度に「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、「障害者自立支援法」施行後、障がいのある人もない人もともに暮らせる地域づくりをめざし、福祉社会の構築に向けた各種事業を実施して参りました。

近年の国における障がい者施策は、平成30年3月に障害者基本計画（第4次）が策定され、同年には障害者文化芸術推進法の施行、令和元年には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行等、障がい者の社会参加についてより一層の充実が図られており、障がい者を取り巻く環境は、大きく変化しております。

本計画は、基本理念をもとに制度の見直し等を視野に入れながら施策の充実を図り、障害福祉サービス等の一層の充実を目指して令和3年度から令和5年度までの事業計画となっています。

本計画をもとに、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある人にとってこれまで以上に住みやすい村づくりを目指して取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、協議を重ね貴重なご助言を頂きました新郷村障害者地域自立支援協議会の委員の皆様と関係機関の方々に心から感謝申し上げます。

最後になりますが、村民の皆様には、本計画推進のためご理解とご協力を願い申し上げます。

令和3年3月

新郷村長 櫻井 雅洋

目 次

第1章 総 論

第1節 計画の概要	1
第1 計画策定の趣旨	
第2 計画の基本目標	
第3 計画の期間及び進行管理について	
第2節 令和5年度までの成果目標値の設定	3

第2章 各 論

第1節 障がいのある人の現状	7
第1 障がいのある人の現状	
(1) 身体障がい者的人数	
(2) 知的障がい者的人数	
(3) 精神障がい者的人数	
(4) 自立支援医療の状況	8
①更生医療	
②精神通院医療	
(5) 障害支援区分認定者の状況	
第2節 サービス等の見込量と今後の方策	9
第1 自立支援給付	
第2 地域生活支援事業	19
第3節 その他の施策	27
第1 就労支援	
第2 障がいのある子どもへの支援	
第3 生きがいづくりと社会参加	
第4 地域生活支援（地域ケア）体制の整備	

第1章 総 論

第1章 総 論

第1節 計画の概要

第1 計画策定の趣旨

平成18年度の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行により、障害福祉計画策定が義務付けられ、その後、平成25年度に障害者自立支援法の改正により、新たに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行されました。平成30年度には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）が施行され、障害児福祉計画の策定についても義務付けられました。この計画について、新郷村では「第5期新郷村障がい福祉計画」「第1期新郷村障がい児福祉計画」を策定していましたが、令和2年度をもって3年の計画期間を終了することから、障害福祉施策を総合的に推進するために、「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を策定します。

第2 計画の基本目標

障がいのある人の自立と社会参加を基本として障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定します。

1) 障がいのある人が自立への意欲をもって生き生きと暮らせる仕組みづくり

障がいのある人が、自分の自立を考え自分の意見を発信できるよう、環境基盤の整備を推進していきます。

そのために、各障がいの特性を理解し、地域の実態を踏まえたうえで、障がいのある人が真に必要なサービスを受けられるように、情報収集やニーズを十分に把握して、サービスの充実を図ります。

2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

村を基本とした、身近な実施主体により、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者を含む）並びに、難病患者、高次脳機能障がい者などに係る福祉サービスの充実を図ります。

そのために、広報、ホームページ、パンフレット、ポスター掲示等あらゆる方法でサービスの周知徹底を図ります。

3) 住民が障がいのある人を理解し、ともに支え合う地域づくり

障がいを抱えながらも地域の中でその人らしく生活できるように、働く場の確保、日常生活の支援、ボランティアの育成など、地域で支える体制を整備します。

また、既存の地域社会資源の有効活用と再構築を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを促進します。

4) 障がいのある人の積極的な社会参加の推進

他の機関と連携し、在宅にいる障がいのある人に対し文化・芸術・スポーツ活動等の各種行事や研修会等への積極的な参加を促します。

5) 障がい児の健やかな育成のための支援体制の確保

障がい児本人の最善の利益を考慮し、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図り、地域支援体制の構築に努めます。また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目がない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第3 計画の期間及び進行管理について

(1) 計画期間について

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までを期間として策定します。

	H18～H20	H21～H23	H24～H26	H27～H29	H30～R2	R3～R5
新郷村障がい 福祉計画						
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
新郷村障がい 児福祉計画					第1期	第2期

(2) 計画の進行管理

計画は、障がいのある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要です。

本計画の進行管理については、「新郷村障害者地域自立支援協議会」において、PDCAサイクルにより、年に1回は実績を把握し、分析・評価を行い、必要があると認めるときには計画の変更等の措置を講じます。

第2節 令和5年度までの成果目標値の設定

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

【国の基本指針】

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行する。
- ②令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

- ①令和元年度末時点の施設入所者数(7人)の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行することを目指します。
- ②令和元年度末時点の施設入所者数(7人)の1.6%以上削減することを目指します。

①(目標) 地域生活移行者数	1人(15%)
②(目標) 施設入所者の減少見込数	1人(15%)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ①令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数を目標値として設定する。
- ②令和5年度における入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上、入院後1年時点の退院率については92%以上とする。
- ③精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上とする。

上記の基本指針については、青森県が目標値を定めることになっているため本村では目標を設定しません。入院患者数については、村保健師や病院等、関係機関と連携を取りながら把握していきます。

また、本村においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が達成されていない状況です。以下の目標を設定し、精神障がい者が地域で安心して暮らせるような体制づくりに取り組んでいきます。

項目	現状	目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	9人	9人	9人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

- ①令和5年度末までに地域生活拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを確保し、年1回以上の運用状況の検証及び検討する。

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の対応、専門性、地域の体制づくり）を持つ拠点の整備が必要です。

村内に障がい者支援施設等がなく、場の確保等も困難なため、令和5年度末までに近隣市町村で構成される圏域での整備を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ①令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上とする。そのうち就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、1.26倍以上、1.23倍以上とする。
- ②令和5年度における一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者を7割以上とする。

①令和5年度における福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績(0人)の1.27倍以上とするため、就労継続支援A型、B型を利用している障がい者のうち、1人の一般就労移行を目指します。

②令和5年度末における一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者を7割以上にするため、就労継続支援A型、B型を利用している障がい者のうち、1人の就労定着支援事業の利用を目指します。

① (目標) 令和5年度における年間一般就労移行者数	1人
② (目標) 令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数	1人

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ①令和5年度末までに児童発達支援センター及び主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置・確保する。
- ②令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ③令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

- ①児童発達支援センター（＊1）及び、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを令和5年度末までに、近隣市町村で構成される圏域での共同設置・整備を目指します。
- ②保育所等訪問支援（＊2）を利用する体制を、村内の小中学校、保育所と連携し、障がいのある児童が保育所等訪問支援を利用する体制の構築を目指します。
- ③医療的ケア児の協議の場は、平成30年度に八戸圏域において設置済みです。

（＊1）地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。利用にあたって、手帳の有無は問わない。

（＊2）障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うもの。支援には訪問支援員が当たる。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ①令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するために、現在八戸市の3事業所に委託して行っている出張相談を継続して実施し、より相談しやすい体制の充実・強化、その周知方法について検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ①令和5年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるために、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組みを行い、関係機関と連携を取りながら、障害福祉サービスの利用状況の把握と、本人にとって真に必要なサービスが提供されているか検証を行います。

また、自立支援審査支払等システムを活用し、請求の過誤をなくす取組の実施等、事業所とより良い連携を取れるよう目指します。

第2章 各 論

第2章 各論

第1節 障がいのある人の現状

第1 障がいのある人の現状

表の数値は、令和2年10月1日現在の人数です。

(1) 身体障がい者的人数

等級・障がい別にみた身体障がい者数は以下のとおりです。重度の障がい（1～2級）の方が半数以上を占めています。障がい別では肢体不自由の方が最も多く、次に多いのは内部障がいの方となっています。

等級・障がい別にみた身体障がい者数（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	1	1	0	0	1	0	3
聴覚	0	4	0	0	0	5	9
音声・言語	0	0	1	1	0	0	2
肢体	22	19	13	9	5	1	69
内部	31	0	11	6	0	0	48
総数	54	24	25	16	6	6	131

(2) 知的障がい者的人数

等級別にみた知的障がい者数は以下のとおりです。等級別では同数で、A級に障がい児が2名います。

等級別にみた知的障がい者数（単位：人）

A（重度）	B（軽・中度）	合計
16 (2)	16 (0)	32 (2)

（ ）は18歳未満の人数

(3) 精神障がい者的人数

等級別にみた精神障がい者数は以下のとおりです。2級、1級の順に多くなっています。

等級別にみた精神障がい者数（単位：人）

1級	2級	3級	合計
9	10	1	20

(4) 自立支援医療の状況

自立支援医療制度は、障がいのある人が心身の障がいを軽減して自立した日常生活・社会生活を行うために必要な医療のことです。

①更生医療

更生医療は更生のために医療が必要な身体障がい者手帳持者で、治療によって確実なる治療効果が期待できるものを対象としています。障がい別給付実人数は次のとおりです。心臓障がいの方のペースメーカー移植術のため1人に給付、肢体障がいの方の右人工股関節置換術のため1人に給付、腎臓障がいの方が人工透析を受けるため10人に給付しています。人工透析を受ける方は年々増加傾向にあります。

更生医療給付実人数 (単位：人)

	心臓	じん臓	肢 体	合 計
給付実人数	1	10	1	12

②精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症（精神分裂病）、精神作用物質による急性中毒、またはその依存症、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にあるものを対象としています。疾病別給付実人数は以下のとおりです。統合失調症の方が最も多く、次に多いのはうつ病、てんかんとなっています。

精神通院医療給付実人数 (単位：人)

	統合失調症	うつ病	双極性感情障害	てんかん	その他	合計
給付実人数	8	3	2	3	7	23

(5) 障害支援区分認定者の状況

障がい者の福祉サービスには、介護給付や訓練等給付などがあり、利用するためには障害支援区分の認定を受ける必要があります。18歳以上の支援区分割合は以下のとおりです。

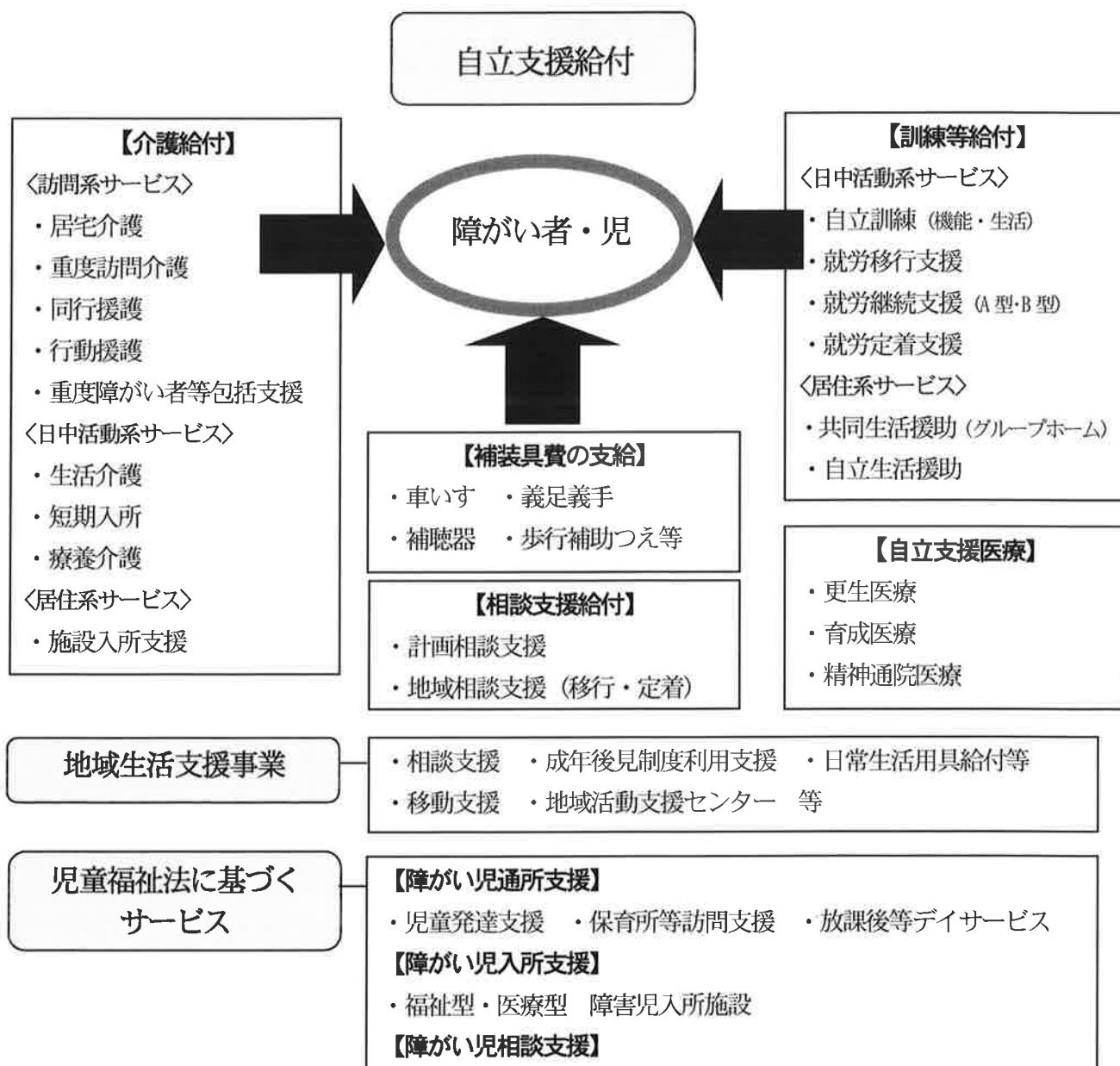
(単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい者	0	1	0	0	0	1	2
知的障がい者	0	3	4	2	2	2	13
精神障がい者	1	0	0	0	0	0	1
計	1	4	4	2	2	3	16

第2節 サービス等の見込量と今後の方策

障害者総合支援法サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別されます。「自立支援給付」は、個々の障がいのある人の障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえて個別に支給決定が行なわれるもので、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」があり、このうち「介護給付」「訓練等給付」をあわせて「障害福祉サービス」といいます。また、児童福祉法に基づく18歳未満の障がい児に対して行う、「障がい児通所支援」「障がい児相談支援」は「障がい児支援サービス」といいます。

「地域生活支援事業」は、市町村が柔軟に実施できるものであり、「相談支援」「コミュニケーション支援」「移動支援」「地域活動支援センター」などがあります。



第1 自立支援給付

表の数値は、平成30年度と令和元年度は年度末、令和2年度は10月1日現在の人数です。

(1) 訪問系サービス

サービスの種類

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴・排せつ・食事等の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、又は重度の知的障がい者若しくは重度の精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

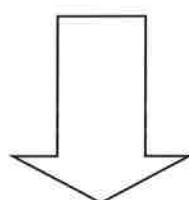
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

■ サービス見込量

訪問系サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込み
居宅介護	時間/年 実人数/ 年	44時間 20人	36時間 16人	44時間 20人
重度訪問介護				
同行援護		0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
行動援護				
重度障害者等 包括支援				



訪問系サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間/年 見込者数/ 年	居宅介護	60時間 24人	90時間 36人	90時間 36人
	重度訪問介護			
	同行援護	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
	行動援護			
	重度障害者等 包括支援			

■ 今後の方針

障がいのある方の高齢化、障がいのある方の父母の高齢化により、在宅での生活を送るにあたって訪問系サービスが必要になってくると考えられます。また、入院中の精神障がい者の方が退院した場合などにも居宅介護等の訪問系サービスが必要になり、利用者の増加が予想されます。利用を希望する障がい者のニーズ及び現状等を把握し、適正な給付に努めます。

（2）日中活動系サービス

サービスの種類

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、日中、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能・生活）

自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 宿泊型自立訓練

居室、その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援（A型＝雇用型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対し、就労の継続や支援を図るために企業や自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

⑦ 療養介護

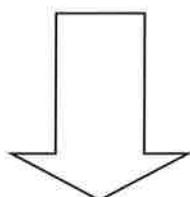
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

■ サービス見込量

日中活動系 サービスの種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込み
生活介護	人日分/月	7人分 119人日分	7人分 119人日分	8人分 176人日分
自立訓練（機能）	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
自立訓練（生活）	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
宿泊型自立訓練	人	0人	0人	0人
就労移行支援	人日分/月	1人分 18人日分	0人分 0人日分	1人分 9人日分
就労継続支援 (A型)	人日分/月	3人分 49人日分	1人分 21人日分	1人分 22人日分
就労継続支援 (B型)	人日分/月	11人分 213人日分	11人分 222人日分	13人分 286人日分
就労定着支援	人	0人	0人	0人
療養介護	人	1人	1人	1人
短期入所	人日分/月	1人分 3人日分	0人分 0人日分	1人分 3人日分



日中活動系サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分/月	8人分 176人日分	7人分 154人日分	7人分 154人日分
自立訓練（機能）	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
自立訓練（生活）	人日分/月	1人分 22人日分	1人分 22人日分	1人分 22人日分
宿泊型自立訓練	人	0人	0人	0人
就労移行支援	人日分/月	0人分 0人日分	1人 22人日分	0人分 0人日分
就労継続支援（A型）	人日分/月	1人分 22人日分	1人分 22人日分	1人分 22人日分
就労継続支援（B型）	人日分/月	13人分 286人日分	13人分 286人日分	13人分 286人日分
就労定着支援	人	0人	0人	1人
療養介護	人	1人	1人	1人
短期入所	人日分/月	3人分 27人日分	3人分 27人日分	3人分 27人日分

■ 今後の方針

日中活動系サービスでは、生活介護と就労継続支援B型の利用が増加しました。また、今後、施設入所者等の地域移行や介護者の高齢化に伴い、生活介護や短期入所について利用が増加するものと思われます。

利用にあたっては、本人及び家族の要望等を把握するよう努め、適切なサービス決定を行います。また、サービス利用者の高齢化に伴い、介護サービスとの利用調整が必要と考えられるため、今後も、施設・病院・家族・相談支援事業所と連携を密にし、切れ目のないサービスの提供を行います。

國の方針により、令和5年度末までに、就労継続支援A型、B型の利用者のうち一般就労及び就労移行支援利用へ1人移行できるように支援します。また、一般就労後の支援として就労定着支援の利用も1人に実施できるよう努めます。

(3) 居住系サービス

サービスの種類

① 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間の共同生活を営む住居において、相談やその他日常生活上の援助を行い、また、自立へ向けた支援を行います。

② 施設入所支援

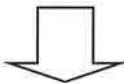
主に夜間の食事・入浴・排せつの介護等を行います。

③ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、定期的な巡回訪問や随時の相談や要請などに対応し、必要な助言や医療機関等との連絡調整、生活環境の整備を行います。

■ サービス見込量

居住系サービス の種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
共同生活援助 (グループホーム)	6人	5人	5人
施設入所支援	8人	7人	8人
自立生活援助	0人	1人	0人



居住系サービス の種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	見込み
共同生活援助 (グループホーム)	5人	5人	5人
施設入所支援	8人	7人	7人
自立生活援助	0人	0人	0人

■ 今後の方針

國の方針では、施設入所者を地域生活へ移行し、入所者数の削減を進めています。

施設入所者のうち重度の障がいの方が約半数を占め、地域生活への移行は難しい現状にありますが、令和5年度までに1人が地域移行となるよう支援を行います。

また、入所者の高齢化に伴い、介護保険への移行が今後考えられます。高齢入所者の現状把握、介護サービスへの切り替え時期等について、本人・家族・施設・相談支援事業所と連携し、介護保険との調整を図ります。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向その他の事情を勘案して、利用する障害福祉サービス等の種類と内容等を定めた「サービス等利用計画案」を作成し、事業者やその他の連絡調整などを行い、障害福祉サービス等の種類と内容等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。計画の作成により、障がい者の方がより良いサービスを受けられるように計画内容等も検証します。

②地域移行支援

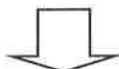
施設入所者や退院可能な精神障がい者に、住宅の確保や地域生活へ移行するための活動に関する相談支援等を行います。

③地域定着支援

同居している家族による支援を受けられない障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して緊急の事態などが生じたときの相談等を行います。

■ サービス見込量

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
計画相談支援	24人	25人	25人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	26人	26人	27人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

■ 今後の方針

計画相談支援は、障害福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成することになっているため、利用者全員に作成しています。

今後も、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者に計画相談支援を実施します。

（5）障がい児支援サービス

サービスの種類

①児童発達支援

18歳未満の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

②医療型児童発達支援

肢体不自由のある障がい児について、児童発達支援及び治療を行います。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児について、授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

④保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

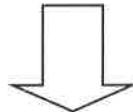
重度の障がい等のため、外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、発達支援を行います。

⑥障がい児相談支援

障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障がい児通所支援等の利用に関する意向等を勘案し、「障がい児支援利用計画案」を作成し、関係者との連絡調整を行うとともに、「障がい児支援利用計画案」を作成します。

■ サービス見込量

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込み
児童発達支援	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
医療型児童発達支援	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
放課後等デイサービス	人日分/月	2人分 46人日分	2人分 38人日分	2人分 44人日分
保育所等訪問支援	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
居宅型訪問児童発達支援	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
障がい児相談支援	人	2人	2人	2人



	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分/月	1人分 4人日分	1人分 4人日分	1人分 4人日分
医療型児童発達支援	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
放課後等デイサービス	人日分/月	2人分 44人日分	2人分 44人日分	1人分 22人日分
保育所等訪問支援	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
居宅型訪問児童発達支援	人日分/月	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
障がい児相談支援	人	3人	3人	2人

■ 今後の方針

障がい児支援サービスについては、放課後等デイサービスのみの利用となっています。子どもが少ないこともあり、利用者が大きく増加することはない見込んでいますが、障がい児及び保護者がその障がい特性に合ったサービスを利用し、社会の中で生活しやすい環境を提供していきます。

第2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人への福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として必要な事業を実施します。

- 1 相談支援事業
- 2 成年後見制度利用支援事業
- 3 日常生活用具給付等事業
- 4 移動支援事業
- 5 地域活動支援センター事業
- 6 その他の事業
 - ① 訪問入浴事業
 - ② 更生訓練費給付事業
 - ③ 自動車改造費助成事業
 - ④ 日中一時支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人やその介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

1) 障害者相談事業

障害者相談事業として、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。

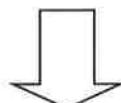
具体的には、福祉サービスの利用のための相談、情報提供、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、地域自立支援協議会の運営等を行います。

2) 市町村相談支援機能強化事業

障害者相談支援機能強化事業として、専門的な相談支援等をする困難ケース等への対応を行うため、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職種を配置します。

■ サービス見込量

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
①相談支援事業			
ア. 障害者相談事業	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
イ. 地域自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
②市町村相談支援機能強化事業	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①相談支援事業			
ア. 障害者相談事業	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
イ. 地域自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
②市町村相談支援機能強化事業	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所

■ 今後の方針

障害者相談支援事業、障害者相談支援強化事業は八戸市内の3事業所に委託して行っており、今後も継続的に実施します。また、毎月行っている「障がい者出張相談」も、障がいのある方や家族の方、その他障がいに関する支援が必要な方が気軽に利用できるよう、継続していきます。

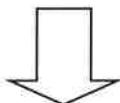
「新郷村障害者地域自立支援協議会」は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの協議及び生活全般にわたる諸問題を協議検討し、安心した生活基盤を築くため活用します。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、身寄りがない等の理由により、後見開始の審判を申し立てる者がいない知的障がい者又は精神障がい者を対象に、村が家庭裁判所に対して審判の申し立てを行うとともに、申し立て費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

■ サービス見込量

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績	実績	見込み
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0



	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	1

■ 今後の方針

利用実績はありませんでしたが、家族の高齢化や単身者の増加に伴い、今後利用者が見込まれるため、支援が必要となった場合、すぐに対応できるよう体制を整備します。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度の障がいがある人等に対して自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により日常生活の便宜を図ります。

具体的には、重度の障がいがある人の必要性に応じて自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具を給付します。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に使用する椅子など。

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具。

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。

⑤ 排せつ管理支援用具

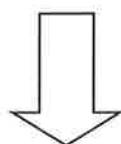
ストマ用装具などの障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がい者（児）居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う。

■ サービス見込量

支援用具	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
①介護訓練支援用具	0人	0人	0人
②自立生活支援用具	0人	0人	0人
③在宅療養等支援用具	0人	0人	0人
④情報・意思疎通支援用具	0人	0人	0人
⑤排せつ管理支援用具	3人	3人	2人
⑥住宅改修費	0人	0人	0人



支援用具	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①介護訓練支援用具	0人	0人	0人
②自立生活支援用具	1人	1人	1人
③在宅療養等支援用具	0人	0人	0人
④情報・意思疎通支援用具	0人	0人	0人
⑤排せつ管理支援用具	3人	3人	3人
⑥住宅改修費	0人	0人	0人

■ 今後の方針

排せつ管理支援用具のみ実績がありました。事故や疾病等により、用具の給付が今後も見込まれるため、周知を徹底し適正な給付に努めます。

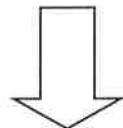
(4) 移動支援事業

障がいがあり、1人で外出することが困難な人に、社会生活を営む上で必要な外出及び余暇活動等の社会参加のために、外出するときの移動の支援を行います。

事業の運営にあたっては、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施します。

■ サービス見込量

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
移動支援事業			
利用人数	0人	0人	0人
述べ利用見込み時間数(年)	0時間	0時間	0時間
利用見込み箇所数	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業			
利用人数	1人	2人	2人
述べ利用見込み時間数(年)	36時間	72時間	72時間
利用見込み箇所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

■ 今後の方針

村社会福祉協議会と介護老人保健施設の2ヶ所に事業委託をして行っています。今後、障がいのある方や家族の方の高齢化により、車の運転が難しくなってくることや、村タクシー会社の廃業により利用希望者が増えることが見込まれます。障がいがある人の社会参加及び社会生活上必要な外出の際の移動が容易にできるよう努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

基礎的な事業として、障がいのある人等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じ柔軟に実施する事業です。

① 地域生活支援センターⅠ型

相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置により福祉および地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成普及啓発等を行う事業です。

② 地域生活支援センターⅡ型

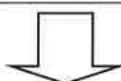
機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業です。

③ 地域生活支援センターⅢ型

運営年数および実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実する事業です。

■ サービス見込量

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
①地域活動支援センターⅠ型			
実施見込み箇所数	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
利用見込み者数	0人	0人	0人
②地域活動支援センターⅡ型		委託なし	
実施見込み箇所数			
利用見込み者数			
③地域活動支援センターⅢ型		委託なし	
実施見込み箇所数			
利用見込み者数			



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①地域活動支援センターⅠ型			
実施見込み箇所数	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
利用見込み者数	1人	1人	1人
②地域活動支援センターⅡ型		委託なし	
実施見込み箇所数			
利用見込み者数			
③地域活動支援センターⅢ型		委託なし	
実施見込み箇所数			
利用見込み者数			

■ 今後の方針

相談支援事業と併せて指定事業所3ヶ所に業務委託し、継続的に実施します。障がいをもつた人たちへの周知を行い、利用者のニーズに対応した事業の充実に努めます。

(6) その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として訪問入浴サービス事業を実施します。

② 更生訓練費給付事業

身体障がいのある人で、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している方に対し、社会復帰の促進を図る目的として、更生訓練費給付事業を実施します。

③ 自動車改造費助成事業

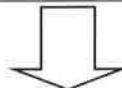
身体障がいのある人の社会活動への参加の促進を図る目的として、自動車改造費助成事業を実施します。

④ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供するとともに、日常的にケアする家族の一時的な休息を目的として実施します。

■ サービス見込量

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
その他の事業			
訪問入浴サービス事業	0人	0人	0人
更生訓練費給付事業	0人	0人	0人
自動車改造費助成事業	0人	0人	0人
日中一時支援事業	0人	0人	0人



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
その他の事業			
訪問入浴サービス事業	0人	0人	0人
更生訓練費給付事業	0人	0人	0人
自動車改造費助成事業	0人	0人	0人
日中一時支援事業	0人	0人	0人

■ 今後の方針

過去の実績が少ない事業ではありますが、障がい者の利用のニーズを把握し、適切なサービスを利用できるように努めます。

第3節 その他の施策

第1 就労支援

障がいのある人がその意欲と能力に応じて職業生活を設計・選択できるように、障害者雇用促進法などの労働行政サイドとは別に、福祉行政サイドからの支援および福祉と雇用の連携を充実させていくことで、障がいのある人がその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを進めます。

（1）福祉行政サイドからの支援

社会福祉施設から一般就労への移行を進めるための「就労移行支援事業」及び一般就労の生活面に課題がある人を対象に、課題解決に向けて支援する「就労定着支援事業」を実施します。

（2）福祉と雇用の連携強化

障がいのある人の就労に向けて、就労移行支援事業所や相談支援事業所、ハローワーク等と連携を図ります。また、働く意欲のある障がい者の方を対象に、雇用形態は問わず単純な作業等で働ける場を確保してもらえるよう、村内の事業所等に対して、障がいのある人の雇用促進及び障がいのある人への理解について周知を行います。

第2 障がいのある子どもへの支援

（1）障がいの発生予防と早期発見

本村では、妊娠から就学まで、継続した健康診査・歯科検診・保健指導を実施しています。多様化する育児不安等への支援をするとともに、正常な心身の成長・発達を確認し、疾病や障がいを早期に発見し適切な治療や訓練に結びつけることによって、障がいの軽減や基本的生活能力の向上を図っていきます。

また、障がい等による「育てにくさ」などにも保育園をはじめとする関係機関との連携を密にし、正しい知識の提供・福祉サービス情報の提供を行なうとともに、虐待の予防につなげる体制整備を目指します。

■ 関連事業

① 妊婦・乳幼児健康診査の充実

- 妊婦委託健康診査14回分を交付します。
- 乳児～就学前まで（乳児、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、就学児）継続した健診を行い、健全な発育を支援します。
- 健診で要精密検査と判定された児のフォローを徹底し、異常の早期発見・早期治療に努めます。

② 相談体制の充実

- 母と子の栄養教室（乳幼児健康相談）や予防接種相談日などの相談体制を充実し、育児不安の解消を図ります。
- 各種母子保健事業へ子育て支援センターが参画し相談に対応します。
- 全妊婦及び全新生児を訪問します。

③ 関係機関との連携及び情報の共有

- 新郷村就学に係る情報交換会、五戸地区教育支援委員会を通じ、早期療育のため、保健、福祉、学校との連携を強化します。

第3 生きがいづくりと社会参加

（1）生きがいづくりへの支援

障がいのある人が個々に応じた方法で生涯を通じて自己実現を果たすことができるよう、活動や交流が行える機会を充実します。

また、それらの活動に参加するための移動手段等についても支援を行い、豊かな余暇を過ごすことができるよう、障がいのある人に対応した支援体制を図ります。

■ 関連事業

① 余暇活動への支援

- 地域活動支援センター事業の利用等によって、余暇活動の充実が得られるよう、事業の周知を徹底します。

（2）障がい者の社会参加の推進

障がいのある人が友だちや仲間をつくり、生活がより充実したものになるよう、障がいのある人ない人、世代や地域の枠を越えてふれあう機会がある地域づくりを目指します。

■ 関連事業

① ふれあい活動

- 村及び各集落のイベント等に障がいのある人が参加しやすいよう、会場近辺に駐車スペースの確保、バリアフリーに対応したトイレの整備促進等、主催者側へ障がいのある人への応対を促し、多くの地域住民と交流、ふれあいのための参加が実現できるよう努めます。

② 障がい者スポーツ大会

- 各種競技を通じてスポーツに親しみ、交流を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進となるよう、参加について周知を行います。

第4 地域生活支援（地域ケア）体制の整備

（1）障害福祉サービスの提供体制の確保

3つの障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）に関する障害福祉サービスを統一して実施していくためには、3つの障がい共通の基盤整備が必要です。これには、発達障がいや難病等についての今後の検討も必要となるため、障がい者施策を分野別に進めるのではなく、各分野共通の提供体制を確保していきます。

① 訪問系サービスの充実

村内含む近隣市町の訪問系サービス事業所（居宅介護・重度訪問介護等）を把握し、サービスが必要な時にすぐに対応できる体制づくりに努めます。

② 障がい者支援施設及びサービスの情報提供

新郷村には障がい者支援施設がなく、サービス利用にあたり近隣市町村に頼らざるを得ない状況にあります。そのため、近隣市町村の障がい者支援施設の場所及び各施設で提供しているサービスなどの情報をまとめ、障がいのある方及び家族の方が、障がい特性に合ったサービスを選択できるよう、情報提供を行います。

③ 難病患者や依存症の方に対する支援

村保健師や関係機関と連携し、村内の難病患者や依存症の方を把握し、地域で安心して暮らせるような取組を推進します。

また、難病の方は手帳を所持していない場合でも、医師の診断等により対象疾病が確認されると、サービスが利用できるため、難病の方への支援体制の強化と制度の周知に努めます。

（2）安心できる生活環境の整備

① 防災対策

避難行動要支援者台帳への登録の意向確認を進め、災害時の避難支援の必要の有無を確認します。また、台帳登録者の情報を防災関係機関等へ提供し、災害時に避難支援が行える体制を確立するため、各地区・防災関係機関と連携し、安心した生活を送ることができるよう環境の整備を行います。また、障がいのある人へ、災害時に備えて必要な物品等の確認や準備を行っておくよう、防災意識を啓発します。

（3）社会福祉協議会や関係機関等との連携

障がい福祉についての啓発や指導、障がいのある人への地域支援体制を整備していくために、村の社会福祉協議会や関係機関等との連携を強化します。

① 心配ごと相談（社会福祉協議会事業）

福祉の向上を図るため、月に1回、広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ適切な助言、援助を行います。

② 身体障がい者相談員

身体に障がいのある人の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法第12条の3第1項の規定に基づき、更生援護に熱意と識見を持っている方に、村が委託し、相談対応及び更生に必要な援助を行います。

③ 村民相談員

村で委嘱した相談員が、週に2回、村民の日常生活における総合的相談に応じ、適切な助言、指導援助を行います。

（4）虐待の防止や差別の解消

① 障がい者等に対する虐待の防止

地域自立支援協議会などの場を活用し、障がいのある人に対する虐待の防止、また虐待に対する認識を深め、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応ができるよう努めます。

② 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律において不当な差別的取扱いの禁止、また、合理的配慮の提供について求められています。このことについて正しい理解を深めるとともに、差別の解消に向けた啓発活動に努めます。

令和3年3月

第6期新郷村障がい福祉（第2期新郷村障がい児福祉）計画

発行 〒039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下 17-1

新郷村役場 厚生課

電話 (0178) 61-7555 (代) FAX (0178) 61-7575

